

## 平成30年度青森県青少年健全育成審議会 議事録

日時：平成30年9月12日（水）

13:00～14:30

場所：青森国際ホテル 5階 芙蓉の間

（司会）

平成30年度青森県青少年健全育成審議会を開催します。

はじめに、本日まで出席いただいている委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。佐々木副知事が皆様のお席のところにまいりますので、お名前を呼ばれた方はご起立の上、委嘱状をお受け取りください。順序は委員名簿の記載順とさせていただきます。

三上定博様。

（三上委員）

はい。

（佐々木副知事）

委嘱状、三上定博殿

青森県青少年健全育成審議会委員を委嘱する。委嘱期間、平成30年9月11日から平成32年9月10日まで。

平成30年9月11日、青森県知事 三村申吾

（事務局）

石岡通宏様

柳町真洋様

鈴木陸都子様

齋藤美鈴様

山田由子様

米持聡様

橋場保人様

田中潔様

福士めぐみ様

佐藤やえ様

今井百合子様

長内玲子様

平間恵美様  
田名場忍様  
船木昭夫様  
成田昌造様  
清水和秀様  
成田成美様  
平井深雪様

それでは開会にあたり、佐々木副知事からご挨拶申し上げます。

(佐々木副知事)

改めて、県の副知事を務めております佐々木郁夫です。審議会開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、本日は大変お忙しい中、青森県青少年健全育成審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には常日頃から、青少年行政はもとより、県政各般におきましても格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。またこの度、委員就任を快くお引き受けくださりましたことに、重ねてお礼を申し上げるものでございます。

さて、少子高齢化の進行、あるいはスマートフォン、SNSなどの普及等により、青少年を取り巻く社会環境は急速に変化を遂げております。特に友人や家庭などの人との関係に悩み、孤独を抱える中高校生の存在や、インターネット上でのいじめが社会問題となっております。また、ニート、引きこもり、不登校など、子どもや若者を巡る問題は、ますます複雑多様化してきており、様々な困難を抱えた子どもや若者への社会的サポートが求められてきております。

こうした状況を踏まえまして、青森県では、本年3月に「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」を制定し、本県の未来を担う子どもや若者の健やかな成長と自立を、社会全体で支援することとしております。

具体的には、命を大切に作る心を育む県民運動、この一環といたしまして、県内すべての学校において県内一斉に声かけ活動を行います、輝く笑顔推進キャンペーンや地域の大人と児童・生徒による対話集会を実施しておりますほか、困難を有する子どもや若者を地域で支える体制づくりとして、子ども・若者地域総合支援推進事業を実施するなど、子どもたちが未来に向かって自ら進んでいくための取組を、積極的に展開しているところです。

今後も、本県の子どもたち一人ひとりが、ふるさとに誇りを持ち、それぞれ夢と希望を抱きながら、自らの可能性にチャレンジし、そして青森県に生まれて良かった、青森県で暮らして良かったと思えるような社会の実現に向け、関係機関及び県民一体となって取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は会長、副会長の選任及び各部会の委員の決定をしていただきますほか、今年度の主な取組などについて、意見交換いただくこととしております。委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

それではどうぞよろしくお願いたします。

(司会)

ここで、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

青森県附属機関に関する条例により、会議の成立には委員の半数以上の出席が必要となります。本日は都合により島谷千代子委員、栗林理人委員、引間由実子委員の3名が欠席されておりますが、全委員24名中21名の委員が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、小笠原美香委員については、遅れて出席する予定になっております。

続いて県側の出席者を紹介いたします。佐々木副知事です。

環境生活部 部長の三浦です。

青少年男女共同参画課 課長の松岡です。

同じく副参事の齋藤です。

同じく総括主幹の一戸です。

この他青少年グループの職員が出席しています。

これより議事に入りますが、最初の議題は会長及び副会長の選任についてです。

審議会の運営につきましては、資料1の青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっているほか、会長を補佐する副会長を置くこととなっております。

今回は改正後初めての審議会になりますので、会長と副会長を委員の皆様の互選により選任する必要がございます。本来であれば、ここで仮議長を選出の上、議事を進めるところですが、効率的に行うため会長が選任されるまで、暫時司会が進めることでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(司会)

異議なしとのご発言がございましたので、議事を進行させていただきます。

それでは会長を選任いたします。青森県附属機関に関する条例第4条第1項及び別表第1に基づき、本審議会の会長は委員の互選により選任することとされております。自薦・他薦がございましたらお願いいたします。

船木委員どうぞ。

(船木委員)

弘前大学の田名場委員にお願いしたいと思います。

(司会)

ただいま田名場委員を推薦する意見がありましたが、他にございますか。

それでは田名場委員を会長として選任することよろしいでしょうか。

拍手で承認をいただきましたので、田名場委員が会長に選任されました。田名場委員は議長席に移動をお願いいたします。

会長が選任されましたので、これからの議事進行につきましては田名場会長にお願いいたします。田名場会長には一言ご挨拶をいただいた後、議事進行についてよろしくお願いいたします。

(田名場会長)

私、今回、会長に選任をいただきました弘前大学教育学部 田名場と申します。大学では心理学を担当しております。

私はこの委員となりまして3年目でございます。まだまだ研鑽を積みなければならないものだと思っておりましたが、このような大義を拝命いたしまして、心が引き締まる思いでございます。微力ではございますが本県の青少年健全育成になお一層力を尽くしていきたいと思っております。委員の先生方どうぞお力をお貸しいただきたく、よろしくお願いいたします。

それではこれより議長を務めさせていただきます。委員の皆様には会議の円滑な進行にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、次第に従いまして会議を進めさせていただきます。副会長の選任をさせていただきます。副会長は委員の互選により選出することとされております。自薦・他薦、どなたかお願いいたします。田中委員、お願いします。

(田中委員)

青森大学の船木委員にお願いしたいと思います。

(田名場会長)

はい、ありがとうございます。ただいま船木委員を推薦する意見がございました。他にはございませんでしょうか。

それでは船木委員を副会長として選任することよろしいでしょうか。

ありがとうございます。拍手でご承認いただきましたので、副会長は船木委員に選任させ

ていただきます。船木委員、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは副会長となられました、船木委員に一言ご挨拶をいただきたいと思います。船木委員よろしくお願いいいたします。

(船木副会長)

青森大学の船木です。

僭越ながら副会長ということでご指名をいただきましたので、出来る限りのお力添えをさせていただければと思いますが、何分にも先程会長のお話にありましたように、これからさまざま皆様のお力を借りて進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

(田名場会長)

どうもありがとうございました。

ここで佐々木副知事は公務のご都合により退席しますのでお願いいいたします。どうもありがとうございました。

(佐々木副知事)

それでは皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

(田名場会長)

それでは引き続き会議を進めさせていただきます。

次の議題にまいります。図書類等部会委員及びいじめ調査部会委員の指名についてです。

委員改選後、初めての審議会ということになりますので、本審議会の役割等について事務局からご説明をいただき、その後で部会の委員を指名するという手順で進めさせていただきます。

それでは事務局から説明をお願いいいたします。

(事務局)

それでは資料2の青森県青少年健全育成審議会の概要という資料の方でご説明いたします。説明は座ってさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

本審議会の役割等につきましてご説明いたします。本審議会の担当する事務、組織、委員構成、定数、任期、会長等の選任方法などにつきましては、資料1の青森県附属機関に関する条例で規定されており、これを整理したものが資料2となります。本審議会の担当事務は①青森県青少年健全育成条例の規定により、その権限に属させられた事項の審議、②いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項、③その他青少年の健全な育成に関する重要事項の審議、この3つに区分されます。

まず①につきましては、条例で審議会の意見を聞いて、と規定されている事項、条例は黄色の冊子、青森県青少年健全育成条例の運用概況、こちらの黄色の冊子の21ページの方に掲載されております。例えば12条の規定ですが、12条は22ページにあり、規定では、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類・特定がん具類・興業・広告物について、知事が有害図書類・有害特定がん具類・有害興業・有害広告物として指定することが出来るとしております。この第4項において、指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないとされております。このような事項につきまして、審議会内に設置する図書类等部会で審議することになります。

資料2の方に戻ります。また、②につきましては、いじめ防止対策推進法に基づく再調査に関する事項について、審議会内に設置するいじめ調査部会で審議することになります。

資料2の参考資料としまして、いじめ防止対策推進法への本県の対応（概要）という資料を配布しております。こちらの方をご覧くださいと思います。

平成25年9月からいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの防止対策について、地方公共団体には、国の基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努力義務が課され、学校には国の基本方針または地方公共団体の基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本方針の策定が義務づけられております。

これらにつきましては、県では私立学校及び県立学校を所管し、市町村立である小中学校に関しては市町村の所管となります。県のいじめ防止基本方針、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、県教育委員会の学校教育課が主体的に対応しておりまして、私立学校に関しましては知事部局の総務部総務学事課が対応しております。

しかし、重大事態が発生する場合がございます。重大事態とはいじめにより児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより児童・生徒が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合を言います。重大事態が発生した場合には、その事態に対処し同じような事態の発生を防止するため、学校又は設置者による調査が行われます。その調査結果は知事に報告され、知事が必要と判断した場合は、知事の附属機関による再調査を行うこととなります。この再調査を行うことになった場合、本審議会のいじめ調査部会で調査審議することになります。これまで県では、平成26年度に県立八戸北高校で発生した重大事態について再調査した実績がございます。

資料2の方に戻りますけれども、担当事務の③につきましては、委員全員で審議することになります。例えば条例の改正案、また青森県子ども・若者育成支援推進計画の策定、こういった重要事項の審議をすることになります。

審議会の議決に関しては①と②の部会の審議事項につきましては、それぞれの部会の議決をもって審議会の議決となります。

審議会の組織等ですが、委員名簿等に関係業界を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者、学識経験を有する者、公募委員2名を含む計24名で構成されております。

す。任期は平成30年9月11日から平成32年9月10日までの2年間となります。なお、委員の再任は可能となっております。今回の改選では17名の委員が再任、7名の委員が新任となっております。また審議会には事務を総理する会長及び会長を補佐する副会長を置くこととされており、その選任方法は委員の互選によるものとされており、会長は会議の議長を務めるということで先程会長、副会長の選任を行ったところでございます。

また部会につきましては、図書類等部会は委員12名で構成し、有害図書類等の指定のほか、優良書籍等の推奨、表彰に関して審議いたします。いじめ調査部会は委員7名で構成し、必要に応じて臨時委員を配置し再調査に介して調査審議いたします。

部会の委員につきましては、会長が指名するものとされておりますが、会議を効率的また円滑に行うため委員の皆様には、この審議会の開催通知文書に委員名簿案としまして、部会の委員構成案を添付させていただきました。部会の委員につきましては担当事務を考慮して指名する必要があります。慣例では図書類等部会につきましては、関係業界を代表する3名の委員、青年団体から日本青年会議所東北地区青森ブロック協議会の代表委員、学校関係者から県小学校長会の代表委員、青少年育成者からは県子ども会育成連合会、青少年育成青森県民会議、更生保護女性連盟及び県少年警察ボランティア連絡協議会からの代表委員、そして学識経験者から大学教授2名、公募委員1名、合計12名で会長が指名しているところでございます。また、いじめ調査部会につきましては、専門性から学識経験者6名の委員全員、そして保護者の立場から県PTA連合会の代表委員計7名が指名されております。

会議の開催頻度でございますが、全体会は年1回から2回程度、図書類等部会は年4回、だいたい3か月に1回、いじめ調査部会は案件が生じた場合のみ開催することになります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(田名場会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明に関しましてご質問などございますでしょうか。

特に委員の皆様から異論がございませんでした。慣例によりまして、委員の指名をすることにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それではご異議がないようですので、私の方から部会の委員を指名させていただきます。委員の皆様は配布資料の委員名簿の部会の欄の該当のところに○を付けてご記入いただければと思います。

まず図書類等部会の委員につきまして、関係業者から三上定博委員、石岡通宏委員、そして柳町真洋委員、青年団体から小笠原美香委員、そして学校関係者から齋藤美鈴委員、青少年育成者から田中潔委員、佐藤やえ委員、今井百合子委員、そして長内玲子委員、学識経験者からは船木昭夫委員、成田昌造委員、そして最後に公募委員から引間由実子委員以上12名を指名させていただきたいと思っております。

続きまして、いじめ調査部会の委員につきましては、青森県PTA連合会理事の福士めぐみ委員他、学識経験者6名の委員、読み上げますが、船木昭夫委員、成田昌造委員、栗林理人委員、清水和秀委員、成田成美委員、そして私の以上7名を指名させていただきます。なお、図書類等部会は本会終了後こちらの会場で14時40分から開催とのことですので、部会の委員の方々はよろしくお願ひ申し上げます。

それでは次に議題は、図書類等部会長及びいじめ調査部会長の選任について移らせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1の青森県附属機関に関する条例第12条第3項によりまして、図書類等部会及びいじめ調査部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定めるとされております。なお、これまでは図書類等部会長は副会長が、いじめ調査部会長は会長がそれぞれ部会長を務めてきました。

以上でございます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありましたが、部会長は委員の互選により選任するとされているということです。またこれまでは、図書類等部会長には副会長、そしていじめ調査部会長には会長がそれぞれ部会長を務めるということでやってまいりました。

私としましては、これまでと同じく図書類等部会長は副会長、いじめ調査部会長は会長がそれぞれに務めてはいかがかと存じますが、委員の先生方いかがでしょうか。

ありがとうございます。

よろしいですか。いつもどおりということで、選任させていただきたいと思ひます。

それでは互選をいただいたということで、図書類等部会長は船木副会長、そしていじめ調査部会長は私田名場が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次の議題に入ります。県の主な取組についてです。青少年の健全育成のため県が進めております主な取組につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局)

それでは私の方からまず、皆さんにお配りしましたリーフレットから、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画の概要版につきましてご説明したいと思ひます。

この概要版を開いていただきますと、左の方に計画の概要として記載されております。まず計画策定の趣旨ですが、子ども・若者育成支援推進法及び国のビジョンに基づきまして、本県の未来を担う子ども若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関

と県民が一体となって取り組んでいくための指針として、平成25年1月に第1次計画を策定いたしました。

その後社会環境の変化等を踏まえまして、計画内容を見直し、本県における取組を更に推進するため、この第2次計画を策定しました。この審議会で再任となった委員の皆様には、昨年度第2次計画の策定にあたりご尽力いただきましたことを改めて感謝申し上げます。そして3の計画の位置づけに記載したとおり、子ども・若者育支援成推進法第9条第1項に規定する、都道府県子ども・若者計画として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画というふうに位置づけております。

そして計画の期間は平成30年度から平成34年度までの5年間となります。右側の方に計画の体系として記載されてございます。

基本目標としましては、5つ設定しております。基本目標1は「子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援」です。基本目標2は、「困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援」となっています。基本目標3ですが、「子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり」。基本目標4としまして、「子ども・若者の成長を支える担い手の養成」。基本目標5は「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成」としております。

このリーフレットを真ん中から左右に見開きしていただきますと、計画の内容としまして5つの基本目標の下、15の重点目標を設定しております。詳細の説明は省略いたしますが、それぞれの重点目標に施策の方向を記載しておりまして、これに基づきまして各種施策を展開しているところです。

以上のように、子ども・若者育成支援に関する県の施策につきましては、この計画に基づいて進められており、知事部局、そして教育委員会、警察本部がお互いにしっかり連携をしながら、それぞれの部局において取組を推進しているところです。

このリーフレットの裏面をご覧ください。計画の推進に向けてということで、下の方に進行管理を記載してございます。県では本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な組織であります青少年行政連絡会議でこの各種施策の進行管理を行っております。またその実施状況等につきましては、この審議会に報告をしまして、委員の皆様からのご提言やご意見を各種施策に反映しております。

また参考資料としまして、A3の縦長のモニタリング指標一覧、こちらの方を配布しております。第2次青森県子ども・若者育成推進計画のモニタリング指標ということで、こちらの方をご覧いただきたいと思っております。この第2次計画の着実かつ効果的な推進を図るために、15の重点目標それぞれに現状を把握するためのモニタリング指標を設定しております。このモニタリング指標は青少年の意識に関する調査での結果数値、あるいははじめの認知件数や不登校の児童・生徒数、また高校や大学の新卒者の就職内定率など、合わせて27項目を設定しております。

この指標につきましては数値が改善されているもの、件数が増えているものなど、個々に確認しながら各種施策に反映しております。

例えば、一番上の青少年の意識に関する調査における回答率でございますが、自分や他人の命について、「大切」「どちらかと言えば大切」と回答している児童・生徒の割合は、平成24年度の時点では98.3%でしたが、平成28年度では97.7%ということで、ほぼ横ばいとなっていると見ております。

この青少年の意識に関する調査につきましては、2年ごとに調査を実施しており、今年度実施しているところです。この結果につきましては調査結果がまとまり次第、委員の皆様へ資料提供することにしております。

また、平成25年1月の第1次計画策定時と比較して、改善している指標としましては重点目標2でありますNo.5の大学新卒者の就職内定率、特別支援学校高等部新卒者の就職者の就職率、重点目標7のNo.15、県内の少年非行の状況を示す犯罪少年人数などが挙げられます。逆にこの第1次計画策定時と比較しまして件数が増えている指標としましては、重点目標4のNo.8、いじめの認知件数や重点目標5のNo.13、県発達障害者支援センターにおける相談件数などが挙げられます。以上のようにモニタリング指標につきましては、個々に状況を把握、確認しながら各種施策に反映させているところでございます。

今後とも、この第2次計画にございますように、青森の未来を切り拓く子ども・若者を健やかに育てていくために、皆様からご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(事務局)

こちらの黄色い冊子の青少年健全育成条例の概況ということで簡単に説明させていただきます。着座のまま説明いたします。

それでは1ページをお開きください。

条例の制定趣旨及び改正の経過のところですが、条例の制定につきましては、明日の青森県を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和54年に公布制定、それから55年4月1日から施行されております。条例の趣旨につきましては、県民総ぐるみの運動を基調とした青少年の健全育成の推進と関係業者の良識ある判断と自粛、いわゆる自主規制によってその目的を達しようということを趣旨として、これまで様々な施策、取組を進めてきているというところでございます。

次に(2)のところですが、改正の経過といたしまして、これまで10回ほど条例を改正してきているんですけれども、主なものを申し上げます。イのところですが、当時、テレホンクラブ等の営業とかが出現して、これは公安委員会の紹介になるんですけれども、テレホンクラブ等の営業に関する規制が初めてこの条例で施行されました。

それから書店に行けば、いわゆるアダルトコミック、条例では有害図書類といっていますが、性的描写が過激な有害図書類が平成5年とか、そのぐらいからかなり出現するようになって、これまでも県では条例に基づいて、有害図書類を指定してきたんですけれども、

だんだん描写が過激になって、いちいち全部指定すると事務的にも大変になるということで、一定の性的描写が、本であれば総ページ数の3分の1以上、それから映像とか、当時はCD-ROMとかだったんですけども、現在で言えばDVDとかの映像につきましては総時間が3分を超えるものについては県が個別に指定するまでもなく、店舗に陳列された時点で有害図書類として青少年には売ってはいけない、見せてはいけないという規制を、これはいわゆる包括指定と言っているんですけども、この規制が平成8年に条例が改正されて平成9年から施行されてございます。

次に2ページ目のところ、キのところです。

当時、深夜営業の増加で青少年の深夜外出が増えたということで、第三者による連れ出し被害の発生とか、あるいは書籍、ゲームソフトの新品のものを盗んで中古品ショップに持ち込んで換金する行為が顕在化したと、あとそれからインターネット上の有害情報の氾濫といったことに対応するため、個室カラオケ営業店等の深夜営業の規制、それから古物商に対する規制、青少年からコミックとかそういったものを持ち込んでも、きちんと年齢を確認して換金してくださいとか、そういった規制とか、あとは青少年がインターネットで有害な情報を閲覧しないよう努めなければならないといった規制について、条例改正を平成18年10月に行っています。

それからクのところです。平成20年の改正のところですけども、全国的に青少年による刃物を使用した重大事件が発生しまして、刃物をはじめとする危険器具の青少年に対する販売等の規制を目的として条例改正をしています。この改正に伴いまして、県ではバタフライナイフとかダガーナイフ、あるいはエアガンといったものを審議会の意見を聞いて個別に指定しまして、現在、ナイフとかを扱っているお店では青少年に対して販売してはならないとかの規制がなされているところでございます。

以上が改正の主な概要でございます。

続きまして4ページをご覧ください。

4ページの審議会の運営のところですけども、先ほど審議会の概要について説明申し上げましたので、簡単に進めたいと思います。(2)が昨年度の開催状況でございます。審議会の全体会、今日のような形で全体会については昨年度、先ほど説明をした第2次子ども・若者育成支援推進計画の見直しがありましたので、計画案の調査、審議を中心にしまして昨年度は3回開催してございます。

次に5ページですが、図書类等部会につきましては有害図書類の指定を中心に年4回開催してございます。なお、いじめ調査部会の開催実績はございません。

次に5ページの(5)のところですが、有害図書類の指定状況ということで、昨年度は月刊誌、コミック誌、合わせて20点について審議会の答申を受けまして指定してございます。この指定につきましては、先ほど総ページ数の3分の1以上、あるいは映像の総時間の3分を超える場合は、店舗に陳列された時点で自動的に有害図書類とみなされるというお話をしましたけれども、こちらの審議会の方につきましては個別指定ということで、例えばペー

ジ数が3分の1以下であっても、描写によって青少年の健全な育成を阻害するものもありますので、そういった個別のものについて審議会図書類等部会の方に諮問して指定するところでございます。

次、6ページをご覧ください。6ページにつきましては(6)条例に基づく表彰ということで、青少年の健全な育成のために功績のあった個人や団体、または他の模範となる活動を行った青少年もしくはその団体を表彰しているところでございます。平成29年度は審議会の答申を受けまして、こちらの表のとおり個人9名を表彰してございます。功績の概要につきましては後ほどご覧いただければと思います。

次に8ページをお願いします。

8ページにつきましては(7)から(9)にかけて、青少年の健全な育成に特に有益と認められる団体の行う活動、書籍、映画の推奨でございます。平成29年度は書籍1点。内容につきましては9ページのところに載ってございますけれども、審議会の答申を受けて推奨をしてございます。なお、団体の行う活動とか映画の推奨はございませんでした。

次に10ページをご覧ください。

もう1つ、条例の運用の大きな柱として審議会の運営とか図書類等の指定の仕事の他に、社会環境の浄化活動がございます。社会環境の浄化は、冒頭に申し上げましたけれども、青少年が利用する可能性のある店舗や施設等について、青少年にとってより良い環境になるよう変えていくといったことになるかと思うんですけれども。(1)のところで、県職員による店舗等への立ち入り調査、それから(2)地域で青少年の健全育成のために活動をしている県の青少年健全育成推進員、約500人ほどにお願いをしているんですけれども、こちらの方にご協力をいただき一斉調査を実施しているところでございます。県職員による立ち入り調査は、主として図書類等を収納する自動販売機を中心に行ってございます。それから青少年健全育成推進員の方にお願いをする一斉調査につきましては、店舗、スーパー、コンビニ等を中心に一斉調査を行ってございます。推進員による調査につきましては法令に基づく調査ではございませんので、一般の客として店舗に入っただき、一般のお客さんの目線での調査をお願いしています。一斉調査の内容につきましては11ページの下のところでございますけれども、例えば書籍やDVDの場合、有害図書類とそれ以外の図書類を区分して陳列しているかどうか、18歳未満禁止の表示をしているかどうか、あるいは店員の見通しがきく場所に有害図書類を陳列しているか、この3つの配慮事項について調査をしていただき、3つとも配慮している場合は◎、2つの場合は○といった形で調査をしていただき、集計をしたものがこちらの方に数字として載せてございます。

続きまして14ページです。

青少年健全育成条例違反ということでございます。こちらの方は警察本部の所管になりますけれども、平成29年は検挙件数が33件、検挙人員が30人となっております。

概況については以上でございます。

(事務局)

続きまして県の重点的取組、2点についてご説明いたします。

まず資料の3、命を大切にすることを育む県民運動の推進について、こちらの資料をご覧くださいと思います。

県では、次代を担う子ども達が命を大切に、他人への思いやりを持ち、たくましく健やかに成長することができるよう、平成16年度から県民総ぐるみで命を大切にすることを育む県民運動を展開しております。県民運動推進会議の会員数は、設立時の754団体から昨年度末時点で1,442団体までに拡大しているところです。

こちらの資料は今年度の主な取組を1枚にまとめたものになります。今年度は特に学校、地域、家庭が一丸となっていじめ防止に取り組む気運を高めるため、資料の真ん中のところに赤いのぼり旗がございますけれども、「みんなの笑顔は地域のたから」、これをキャッチフレーズに、輝く笑顔推進キャンペーンとして地域全体で子どもを見守る環境づくりの促進、子ども達の孤独感の解消や、明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を行う取組を重点的に実施しております。

具体の事業として大きく3つございます。1つ目は県民運動推進会議フォーラム開催事業です。今年は来る12月9日、日曜日、リンクモア平安閣青森市民ホールにおきまして県民運動推進フォーラムを開催する予定としております。こちらのフォーラムでは、県が昨年度制作しました、子どもの未来を応援するメッセージソング、「笑顔の未来へ」を歌う高校生フォークデュオ、さくらしめじのミニライブも予定しているところでございます。

また資料として、こちらの広報誌の「いのちつうしん」を配布しておりますけれども、毎年度、県民運動の取組等を取りまとめて広報誌「いのちつうしん」を作成しております。

それから大きく事業の2つ目ですけれども、命を大切にすることを育む絆プロジェクト事業、こちらでございまして、この事業は①の笑顔の未来へメッセージ作品の募集ということで、県内の小中学生、高校生を対象に、メッセージ作品の募集を行いました。小学生に限り図画も募集し、今後、入賞作品を掲載したカレンダーを作成し学校等に配布することにしております。

この作品募集ですが、夏休み前の7月3日から開始しまして、先週金曜日が締め切りだったんですけれども、メッセージ部門には小学生413点、中学生479点、高校生292点、合計1,184点。また図画部門は88点の応募がございました。齋藤委員の奥内小学校の児童からもご応募いただいております。ありがとうございました。

また、②の地域との絆づくり応援事業ですけれども、こちらの事業は県内の地域団体と連携して行っているモデル事業となります。今年度は藤崎町と六戸町の地域団体が事業を実施しております。藤崎町の団体は藤崎小学校、同PTA、町商工会婦人部、町文化協会などと連携しまして、子どもたちに町の気候風土、歴史の中で考案された安東鍋、町の方でこういう鍋があるんですけれども、それについて学んでもらい、地域の大人と一緒に食材の生産、調理、そして冬にナベワングランプリというのを町の方でやっているんですけれども、こち

らの方で販売を体験してもらおうというような取組を行っております。

また六戸町の団体は、既にテレビや新聞報道で紹介されているんですけども、地域の大人と子ども達と一緒に、祭りの子ども神輿を製作し、六戸町の秋祭りに初めて参加するというような取組を行っているところです。

いずれも地域の団体と子ども達と一緒に、様々な世代や団体との共同作業、あるいは体験活動を一定期間、子ども達に提供するというような内容となっております。

それから資料右側の3つ目、地域の見守りで輝く笑顔推進事業ですけども、こちらは重点的取組となります。①の県内一斉声かけ活動につきましては、年4回、期間を定めまして県内すべての学校で一斉に挨拶、声かけ活動を行っております。②は他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会です。県内6地域の小中学校、高等学校を1校ずつ、計18校におきまして、思いやり、あるいは生命の尊さを主テーマとして実施しております。去る9月6日、県立三戸高等学校を皮切りに、これから12月まで集中的に実施することにしております。本日出席いただいている平間委員には、対話集会のコーディネーターとしてご協力いただいております。改めて感謝申し上げます。

③の普及・啓発につきましては、24時間子どもSOSダイヤルのステッカーを作成しまして、昨年度、全児童・生徒に配布しておりますので、今年度は新入学児童・生徒に配布しております。

次に資料の4、子ども・若者地域総合支援推進事業、こちらの事業についてご説明いたします。

この事業は社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援をする体制づくりを進めるものでございます。子ども・若者を取り巻く社会経済環境が急速に変化している中で、ニートやひきこもり、不登校など、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者が全国的に顕在化しております。本県の現状値については資料のとおりでございます。ニート6,000人、ひきこもり約5,000人、発達障害相談件数3,226件などとなっております。

こうした困難を有する子ども・若者につきましては、生育環境や家庭、学校における人間関係など様々な要因、課題を複合的に抱えていると考えられることから、本人やその家族に対して総合的に支援を行う必要がございます。教育分野、保健・医療・福祉分野、雇用分野、非行防止などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして本人の発達段階や個々の環境要因に応じた切れ目のない継続的な支援を行っていくことが重要となっております。

このため、県では昨年度から本事業により地域における総合支援体制の構築と地域で支える住民意識の醸成に取り組んでいるところでございます。

具体的には、真ん中にありますとおり取組1として、地域において関係機関等との連携、協力による総合支援体制を構築するため、昨年度は東青、中南、三八の3地区で子ども・若者支援地区連絡会議を開催し、今年度は残る3地区、西北、上北、下北で同様の地区連絡会議を開催することにしております。この地区連絡会議には市町村、保健所、福祉事務所、児

童相談所、教育事務所、警察署、青森県発達障害者支援センター、地域若者サポートステーションといった公的相談機関に加え、地域で相談支援や訪問支援、居場所づくりなどを行っているNPOなどの民間支援団体が参画しております。そして相互に情報を共有するほか、連携による支援対応能力の向上を図るための勉強会や事例研究等を行っております。

また取組2ですが、困難を有する子ども・若者の現状に対する県民理解を促進し、地域で支えていく気運を醸成するため子ども・若者地域支援フォーラムを県内3地域で開催しております。昨年度は青森市、弘前市、八戸市で開催し、今年度は五所川原市、十和田市、むつ市で開催することにしております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(田名場会長)

ありがとうございました。

それでは、ここから意見交換ということで、残された時間はそう多くはないのですが委員の皆様からご意見やご質問をいただきたいと思っております。

いろいろ県の取組につきまして、今、ご説明をいただきました。

このご説明に関連しましてご質問でも結構ですし、日頃、青少年の健全育成についてお考えのことでも結構です。委員の皆様からご意見、ご質問等を頂戴したいと思っております。どなたかご意見、ご質問、いかがでしょうか。挙手をいただければと思っております。

それでは私の方からで、申し訳ございません。先ほど松岡課長からご説明をいただきました見開きの資料のいじめの認知件数、そして相談件数についてです。参考資料の第2次子ども・若者関連の重点目標4番の8、それから5番の13にあたる箇所です。モニタリング指標一覧の重点目標4番いじめ等と書いてある欄の8番で、いじめの認知件数が増えているというご指摘を頂戴いたしました。それから、重点目標5番、障害等ある子ども云々の欄の13番で、相談件数が29年3月末で2,000件程、30年3月末で3,000件程と増加しているというお話をいただいたと思っております。

昨年度のこの審議会で、いじめ認知や相談は、共に早い時期での手当てを示すものであるという可能性を委員の先生方からご指摘いただいていたと記憶しております。私もこうしたことについて気になりましていろいろな資料を見ておりましたが、例えば、全国的にいじめの認知件数が減少した時期に、子どもたちの命に関わる重大事件が発生している印象を受けております。つまり、早い段階でのいじめの認知ができないまま経過して、いじめが深刻化してしまい、重大な案件につながっている印象を抱いております。こうしたことから、早い段階での手当てがなされている実情を浮き彫りにしているのがいじめの認知件数増加であるとも考えますと、学校の先生方にはご苦労かとも思いますが、いじめに関する対応が早い段階で適切に機能していると肯定的に評価できます。また、相談件数増加につきましても、同様のことが言えると思っております。相談件数増加は、相談への敷居を下げる取組がおおかたで機能しているととらえることができます。それは、相談取組の後退ではなく、前進とと

らえた方がよろしいと思います。

ただし、学校の先生方、相談に関わる方々のご負担が増していることも当然に予想できます。この審議会の議論内容に当たるかどうかはわかりませんが、こうした担当者の負担増については、県全体でも考えていかなければならない課題なのだろうとも思います。

最初に私の方から口火を切る形で、意見を申し上げました。

それでは委員の先生方からいかがでしょうか。忌憚のないところでご意見をいただけましたらと思います。

船木委員、よろしくお願いします。

(船木副会長)

船木です。いじめ、自殺の関連でのお話がありましたので、その関係でお話をさせていただきます。

この協議会では、いわゆるいじめ、自殺に関する部会ということで、先ほど報告がありましたように八戸北高校の重大事件についての調査、再調査を実施しております。その時には、いわゆる調査の内容と併せて提言という形で出されております。1つは、速やかに調査報告書を提出することということが1つの提言として出されていますし、調査方法、もしくは調査の中身に関しても、いじめ、自殺の捉え方ということでも提言をさせていただいたと思っています。

ただし、残念ながら今回、青森市で起こった自殺に関して、今年度、調査の報告書が出されたわけですが、1つは、いわゆる一次調査に関する調査内容が、八戸北高校と青森市の場合にはかなり似通っていた判断があったのではないかとというように私は判断をしております。それに併せて再調査がなされた時点で、その部分ではやはり八戸北高校の提言が、過去の事例として生かされていたのかどうかということが、私は非常に残念でなりません。

もう1つは、いわゆるそういう面では時間的にもかかってしまったというのがあります。先ほど言ったように、八戸北高校の提言の中では、やはり速やかに報告書、提言を出すということを提言として出したわけですが、今回、青森市の場合には、やはり数年かかったということで、実は最近、こういうご相談をいただきました。

当時、中学生であった、いわゆる今回、加害者といいますか、いじめの認定をしたわけですからいじめの加害者という人たちが高校に行って学んでいるといった実態です。すると高校自体はその生徒達にどう対応したらいいのかというご相談でした。

実際的には、私も介入すべき立場でないので、まあ様々ありますが、ただ1つ言えることは、私自身は今、前の弘前大学におりました大谷先生と一緒に教員免許用更新講習の中でいじめ、自殺予防教育の基礎ということとネットいじめに関する科目を数件担当させていただいています。そういう中では、当然、会長のお話にありましたように、先生方のご苦労ということの中で、やはりいじめ、自殺に対してどう対応していくのか、どう考えればいいのかということでの科目を担当させていただいていますけれども、先ほど言ったように、実

はそのいじめ、自殺に関しての、いわゆるいじめをする側に関してどう対処したらいいのかということも1つの課題であるということ、改めて今回のお話の中ではあるのかと思います。

そういう意味では、基本的に今、県が子ども・若者育成支援推進計画の中で重点計画として出されている1つの柱は、やはり発達的な部分で捉えますと、やはり対話集会とか、それから県民を挙げていろいろな活動、声かけ活動をしていこうとかいうことの部分では非常に発達的な部分が素晴らしいということが1つ言えると思います。

もう1つは、発達的な部分と併せて予防的な部分で、いじめ、自殺というのは具体的にどうなのかということが1つあるということだと思うのですが、先ほどのお話の中では、やはり具体的に、治療的にといいますか、対応していく部分の対処をどのようにしていくのかということが、やはり非常に不十分さがあるんだろうというふうに思います。

そういう面では、県としてそういう部分をどう捉えていくのかということは非常に難しさがあると思いますが、ここの協議会では、いわゆるいじめが重大事件が起きた時点での調査部会ということですが、今後そういうふうなことを含めた対応ということも県としては考えるべきではないかなということの1つの考えを、できるかどうかということをもひとつ意見としてお聞きいただければありがたいと思います。

実際にいじめ、自殺予防教育や、それから人間関係づくり教育ということを中心としながら、実際の事態に対して対処しますよというのが文部科学省の提言ですので、そういうことを含めた総合的な対処の中のあり様としては、やはりいじめをする人達がもう一度、立ち直ること、そういうことも含めた対策を考えるべきだろうと思っているところです。

意見としてお聞きいただければありがたいと思います。

(田名場会長)

船木委員、ありがとうございます。大事な視点かと思います。加害者には注意や指導ということが主となり、加害者の課題を共に考え、加害者を支えていくという対応がなされにくいことを聞いてもおりました。いじめの被害者はもちろんですが、加害者も、周りでいじめを見ながら心を痛めている子ども達も、皆が成長していける支援、あるいは緊急な対処等について、ご意見をいただいたと思います。県の方でも、ご検討をどうかよろしく願いいたします。

他、いかがでしょうか。ご感想とかちょっとした疑問でも結構です。ご指名させていただいてよろしいでしょうか。まだちょっとお時間があるようなので。

小笠原美香委員、いかがでしょうか。突然振って、よろしいでしょうか。

(小笠原委員)

今日はお話を聞かせていただいて、私たち、八戸青年会議所というところで青少年の健全な育成ということの活動をさせていただいております、特にこのいじめというものに関

しては、私達もちょっと手が出しづらいというか、どういうふうにケアをしていけばいいかというか、親御さん達に対するケアというものをどちらかといえばメインでやらせていただいております。本日、聞かせていただいたお話は、ちょっと大変、私は子どももおりませんので非常に難しい内容で、なかなか踏み込んで理解をするのにはちょっと時間がかかる話ではないかなと思いますので、任期中にしっかり勉強させていただきたいなと思います。

(田名場会長)

突然にご指名して申し訳ありません。

それでは山田由子委員、いかがでしょうか。現場の方からのご意見とかございましたら。

(山田委員)

いじめに関して言えば、やはり今のところは予防的なことから大事にということで、いろいろ事例や取組をしたり、その事例を交換したり、参考にしたりというふうにはやっております。

それから、やはりいじめの認知に関してはこのような数になるのも当然のことで、かなり認知数が上がっている、いじめの定義に則ってということと、あと各学校で毎月のアンケートだとか、かなり頻繁な個人面談だとか、それからアンケートから出たものは、昔であればちょっとした子ども同士のトラブルだろうというので済ませたようなことでも、全部聞き取りをしたり面談をしたりということで対応しているので、いじめの認知力ということをよく言われますけれども、そういうことに対しては学校の教師はもちろんですけれども、子ども達も保護者の方達も、かなり以前とは認識が変わっているのではないかなと考えています。

(田名場会長)

ありがとうございます。貴重なご意見。

今日はいじめに集中してしまいましたが大変貴重なご意見、情報をありがとうございます。それ以外の点とかでも、いかがでしょうか。

今井委員。

(今井委員)

私は人権擁護委員をやっていて、今で3年目に入るんですけども。この間、八戸の保護者の方から、「自分の高校生の息子が今、いじめられている。そして先生の方に相談をしたんですけど、うやむやになっています。」、そういう相談が来て、「いじめる方もどうしていじめるのか、そういう心の中、心境を知りたい。」という相談もありました。そしてまたいじめられている保護者、「どう子ども達に対応したらいいのか。」と、そういう相談があり

ました。

これは学校の方では、保護者が自分の子どもが相談に行った場合はどういう対応をお話なさっているのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

(田名場会長)

これは県の方というより。

(今井委員)

今、学校の先生がいらっしゃいますよね。高等学校の先生がどのようにこのいじめを受け止めて考えているのか。高校生ですから、それなりに自分達で対処してくださいという考えでいるのか。それをちょっとお聞きしたいなと思っております。

(田名場会長)

いじめに特化してもいいかと思えます。時間がちょっと押してきましたが。

(今井委員)

簡単にちょっと。

(田名場会長)

米持委員、何か情報等ございましたら。

(米持委員)

お答えするにしても、1件、1件、事例が違うのでこうだという答えはできないと。ただ、本校の場合は基本的に自分が赴任以来全校集会等でお話をしているのは、基本的に、人が2人いればそれぞれ考え方が異なれば、50%、50%で折り合いを付けながらやっていく力がなければ社会の中では生活ができないということで、折り合いを付ける力というのを身につけることが必要だということでお話しているところです。

ですので、基本的にはそこからスタートしていますので、両方の話を聞いてそれぞれ個別に対応することになるかと思いますが。

実際の例としては、保護者の方がなかなか納得がいなくて、相手の子どもと直接話をさせろとか、そういうこともないわけではないですけども。ただ、相手の子どもの今後のこととか、またその行為が一方的である場合もあるので、それをそのまま受け入れるということはないので、学校で調整しながら様子を見ながら対応しているということになります。

昨年度、一昨年度の場合は、担任とか学年とかが入ってもなかなか上手に話がまとまらなかったもので、自分のところで1か月で5回、6回ぐらい保護者に来ていただいて面談を通してその上で対応を一緒に相談をしていったという形になります。

それぞれ色々あると思うので、それを全て受け入れて、会いたいから会わせるとか、相手の言い分のみ一方的に聞いて対応するという事はないです。

だから当該の学校さんも、それぞれお互いの言い分を聞いた上で判断されているのではないかと考えています。

すいません、答えにならないですけども。

(今井委員)

どうもありがとうございました。

(田名場会長)

ありがとうございました。

そろそろお時間ということですので。今日はいじめに特化したような意見、情報、ご質問をいただきました。やはり大事な事だと思えます。県の方でもこの意見を認識いただきまして、今後に生かしていただければと思えますし、船木委員からもお話がありましたが、ご提言いただいたものが生かされているのかということもありますし、生かし方ということの議論も必要なのかもしれないなという印象も受けました。場合によっては部会自体もイレギュラーに、重大事件等でなくても開くとか、そういうこともあるのかもしれないので、そういったことも含めて今後の課題ということにさせていただければと思えます。

私の司会の不手際で、もう時間ギリギリとなってしまいました。今日はここで閉めさせていただきます。いただければとお願い申し上げます。

委員の皆様、今日は時間が限られておりましたのでご質問、ご意見、そういったことがもしございましたらメールとかファックスで事務局の方にお寄せいただければとお願いいたします。

それでは以上で本日の議事は終了させていただきます。委員の皆様には議事進行にご協力、お力添えをいただきましてありがとうございました。それから不慣れで進行がうまくいかなかったことも重ねてお詫び申し上げます。次回以降の課題にさせていただきます。

それでは、ここからは事務局の方にお渡ししたいと思います。よろしく申し上げます。

(司会)

田名場会長、ありがとうございました。

閉会にあたり環境生活部長の三浦からご挨拶申し上げます。

(三浦部長)

皆様、ありがとうございました。田名場会長様はじめ委員の皆様には、お忙しいところをご出席をいただいたこと、また今回の会議の中でいろいろとご意見をいただいたことにお礼を申し上げたいと思えます。

皆様からいただきましたご意見につきましては、これを参考にしながら今後の取組の充実を図ってまいりたいと思っております。また皆様にも、これからもまたいろいろ協力をいただくこととなりますが、また皆様をご所属されている機関ですとか団体ですとか、そのような組織の中でも本日のこの審議会での議論とか、審議会の委員としてのお立場で、様々情報発信をしていただければ、またさらに裾野が広がっていただけるかと思えます。どうぞ、よろしく願いいたします。

今後とも、よろしく願いいたします。

(司会)

以上をもちまして、平成30年度青森県青少年健全育成審議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

平成 年 月 日

会長